

2024年11月21日

各 位

会社名	BEENOS 株式会社	
代表者名	代表取締役 執行役員社長 (コード番号 3328 東証プライム)	直井 聖太
問合せ先	取締役 常務執行役員	三浦 敦佑
電 話	03-6859-3328	

## 株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ

当社は、当社株主（以下「提案株主」といいます。）2名より、2024年12月開催予定の第25期定時株主総会における議案について株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面を受領していましたが、本日開催の当社取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1.1 提案株主

株式会社ヴァレックス・パートナーズ

#### 1.2 株主提案

##### (1) 議題

監査等委員でない取締役2名選任の件

##### (2) 議案の内容及び提案の理由

別紙1に記載のとおりです。なお、株主提案の内容は本提案株主より提出されたものを形式的な調整を除き原文のまま記載しております。

#### 1.3 当社取締役会の意見

本株主提案について、当社取締役会は反対いたします。

##### 【反対の理由について】

当社は、本定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の再任についての議案を提出する予定であります。いずれの取締役も知識、経験を十分に有しており、また、それぞれの持つスキルのバランスがとられているものと考えております。加えて、当社はグローバルに事業を展開するにあたって、意思決定のスピードを重視しており、現業務執行取締役の体制においては、非常に迅速に意思決定がなされ、取締役会においてその意思決定について適切に監督しております。したがって、当社といたしましては、会社の提案する取締役が取締役会の構成として最適であると考えております。

また、当社は、株主が提案する候補者である納谷氏と面談を実施しており、株主が同氏を候補者とした理由として記載しているとおり、アマゾンジャパン合同会社を含むグローバル企業での勤務経験が豊富であり、一定の知見を有していると認識いたしましたが、当社取締役会にはグローバルビジネスや、事業運営、投資についての知見を十分に有する取締役が複数おり、これを補完するものではないと考えております。

さらに、株主が提案する候補者である安氏は、提案者である株式会社ヴァレックス・パートナーズの代表であり、自身を含めた特定の株主の利益に偏った判断がなされる可能性があり、

当社の企業価値の向上に資さないものと考えております。

以上のとおり、当社は、会社が提案する取締役会の構成が最適であり、株主が提案する候補者の選任は不要であると考えていることから、本株主提案に反対いたします。

## 2.1 提案株主

AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC

## 2.2 株主提案

### (1) 議題

- ① 定款一部変更の件
- ② 余剰金の処分の件
- ③ 自己株式の取得の件
- ④ 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

### (2) 議案の内容及び提案の理由

別紙 2 に記載のとおりです。なお、株主提案の内容は本提案株主より提出されたものを形式的な調整を除き原文のまま記載しております。

## 2.3 当社取締役会の意見

本株主提案（①～④）について、当社取締役会は反対いたします。

### 【反対の理由について】

#### ① 定款一部変更の件及び ② 余剰金の処分の件

当社は、配当を含む株主還元については、中長期的な事業成長のための成長等投資並びに資本政策と併せて検討、議論されるべきであると考えており、事業の詳細や各事業をとりまく競争環境について深く理解している事業執行取締役を含めた取締役会が、還元について機動的に決定を行うことが中長期の事業成長に資すると考えております。また、当社は株価のボラティリティが小さく、株主が長期に株式を保有しやすいと考えられる状況を維持することが、長期的に株主価値の向上につながるものと考えております。しかしながら、当社は投資損益の多寡が連結利益に影響し利益が安定せず、株価のボラティリティが大きい状態が続いておりました。そこで、当社はこの状況を課題と認識し、現在は事業の安定的な成長及び投資事業損益のコントロールにより、連結利益の安定的な成長と、その結果としての企業価値の安定的な成長を目指しております。

また、当社は従前より累進配当を還元方針とし、利益の成長が停滞した期においても減配せず、また、事業の成長により利益が伸長した期には増配し還元を継続してまいりました。加えて、配当性向の方針を新たに 30%以上と設定し、事業成長に応じ、還元額を増加させることをより明確にしております。さらに、総還元性向 70%以上も併せて方針としており、自己株買いを含めた株主還元を積極的に行う方針としております。

このような積極的な還元と同時に、当社は M&A や新規事業の成長によるグループの成長により、投資事業損益を除いた連結営業利益 50 億円の達成を 2028 年 9 月期までの中期目標に掲げており、事業の中長期の成長のために一定の規模の事業投資が必要であると考えております。

以上のとおり当社は、成長と還元のバランスを意識した経営により、中長期的に成長を継続することを今後も目指す考えです。しかし、株主による本提案は一時的に配当性向を高めるものであり、株価のボラティリティを招く恐れがあることに加え、中長期に実現を目指している安定した事業成長および還元について、見直しが必要になる提案であると考えられるため、当

社取締役会は本提案に反対いたします。

なお、現在当社が発表している中期利益目標及び還元方針は、本提案の内容との両立が困難であるため、本提案が可決された場合には、目標及び方針の変更を行う予定です。

③ 自己株式の取得の件

前項にて記載のとおり、当社は総還元性向 70%以上を方針として掲げ、成長投資と株主還元とのバランスを図りながら中長期の成長を目指しておりますが、本提案においては、30 億円規模の自己株式の取得という、総還元性向 100%をゆうに超える規模での還元が提案されております。本提案は中長期的な視点を欠いていると考えられるため、当社取締役会は反対いたします。

なお、現在当社が発表している中期利益目標及び還元方針は、本提案の内容との両立が困難であるため、本提案が可決された場合には、目標及び方針の変更を行う予定です。

④ 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

当社はすでに、譲渡制限付き株式（RS）を取締役の報酬に組み込んでおり、この RS は、営業利益に紐づく形で条件が決定されているため業績連動の報酬となっております。業務執行取締役の KPI として非常に重要である営業利益に連動しており、本 RS が付与されることにより一般株主と価値共有ができていと十分考えられるため、TSR など新たな指標の導入は不要と考えます。また、株主の提案する本報酬制度では、税務上の損金算入ができず、税務メリットを享受できないことが懸念されます。以上のことから、本提案に当社取締役会は反対いたします。

以上

別紙1 株式会社ヴァレックス・パートナーズからの提案の内容

第1 株主総会の目的である事項(提案する議題)  
監査等委員でない取締役2名選任の件

第2 議案の要領及び提案の理由

1 議案の要領

次の2名を監査等委員でない取締役に選任する。

(1) 納谷 洋充(なや ひろみつ) (新任) (社外取締役)

【生年月日】

1968年10月11日生

【略歴及び重要な兼職の状況】

1991年4月	日本電信電話株式会社	入社
2000年2月	日本BEAシステムズ株式会社	入社
2003年4月	日本アクセンチュア株式会社	入社
2005年10月	GE コンシューマーファイナンス株式会社	入社
2006年9月	GE インターナショナル株式会社	入社
2010年1月	日本GE株式会社 GE キャピタルジャパン	オペレーション本部 本部長
2012年1月	アマゾンジャパン合同会社	入社
2015年9月	同社 Head of Japan Export and Import	
2019年6月	OYO Hotels Japan 合同会社	入社
2020年2月	WeWork Japan 合同会社	入社

【所有する当社株式の数】

0株

(2) 安 治郎(やす じろう) (新任) (社外取締役)

【生年月日】

1973年4月20日生

【略歴及び重要な兼職の状況】

1996年4月	Daiwa Securities America Inc.	入社(ニューヨークオフィス勤務)
1998年5月	Arnhold and S. Bleichroeder(現 First Eagle Investment Management, LLC)	入社(ニューヨークオフィス勤務)
2001年4月	同社 シニア・ヴァイス・プレジデント	
2005年4月	十字屋証券株式会社	取締役(新規事業推進担当)
2006年5月	株式会社ヴァレックス・パートナーズ	代表取締役(現任)
2012年4月	十字屋ホールディングス株式会社	取締役
2013年12月	藤井酒造株式会社	取締役(現任)
2018年9月	株式会社JWC	代表取締役(現任)
2021年6月	十字屋ホールディングス株式会社	代表取締役(現任)

【所有する当社株式の数】

0株

(注)1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 各候補者は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。

3. 安治郎社外取締役候補者が代表を務める株式会社ヴァレックス・パートナーズは、2024年10月21日現在で当社株式を200株保有するとともに、同日現在当社株式を合計1,280,300株保有する顧客らとの間で投資一任契約を締結しています。なお、株式会社ヴァレックス・パートナーズ及び同社の上記顧客らの所有議決権の当社の総株主の議決権の数に対する割合は10%未満であるため、当社の主要株主には該当しません。

4. 各候補者は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしています。各候補者からは、その選任が承認された場合、当社が各候補者を独立役員として届け出ることについて承諾を得ています。
5. 当社は、現在の各社外取締役との間で、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令が定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しているとのことです。提案者は、各候補者の選任が承認された場合、当該各候補者との間においても同様の責任限定契約を締結するよう当社に求めます。
6. 安治郎社外取締役候補者の報酬については年額 1 円を想定しております。
7. 上記各候補者の略歴は、2024 年 10 月 21 日時点のものです。

## 2 提案の理由

### (1) 社外取締役の選任を提案する理由

当社の Buyee を主軸とするグローバルコマース事業は、近年目覚ましい成長を遂げており、提案者はこれを高く評価しています。しかしながら、当社の株価については当社本来の企業価値を大きく下回っていると考えており、その主たる要因は、①新規事業投資についての規律の不透明性、②合理的な資本配分の枠組みの欠如、③これらの点に関する社外取締役のガバナンス機能不足、であると考えています。

まず、新規事業投資については、例えば 2023 年 9 月期をみると、中核事業である「E コマース事業」のセグメント利益約 35 億円に対し、新規事業セグメントである「その他事業」の赤字が約 10 億円にのぼっており、中核事業の利益の 3 割程度が新規事業への投資に使われている計算になります。このように、中核事業で上げた利益の多くが新規事業に対する投資へと充てられている中で、中核事業との関連性が低いと思われる新規事業への投資も行われており、また、撤退基準などの投資に関する規律が不透明であることが、資本市場からの不信感につながって株価が低迷していると提案者は考えています。提案者は新規事業を一律に否定するものではありませんが、明確な撤退基準や年間の赤字額の上限など、一定の規律の下で実施すべきものと考えています。

次に、株主還元方針等を含む資本配分に関する方針もまた、現状では透明性を欠くため、資本市場から評価される合理的な資本配分の枠組みが必要であると考えています。

最後に、当社の取締役会構成については、社外取締役が過半数を占めており公認会計士及び弁護士を含むなど、一定の有効性を期待できると評価をしております。しかしながら、上記に挙げた新規事業や資本配分についての規律・枠組みの不透明性がこれまで継続していることに鑑みると、当社の取締役会におけるガバナンス機能には向上の余地があるものと考えており、上記のような課題の解決に資する経験と知見を有する社外取締役をさらに加えることで、より株主共同の利益にかなう取締役会構成にすべきと考えています。

以上が、納谷 洋充氏及び安 治郎氏を社外取締役として選任することを提案する理由です。

### (2) 納谷 洋充氏を社外取締役候補者とした理由

納谷氏は、GE (ゼネラル・エレクトリック)、アマゾン等のグローバル企業での勤務経験があり、グローバルスタンダードの事業運営と投資規律についての考え方を当社取締役会に提供する経験と知見を有しています。それに加えて、アマゾン勤務時代には Head of Japan Export and Import として輸出事業の立ち上げに携わった経験があり、当社の事業と密接に関連した経験と知見も有しています。このような経験と知見から、納谷氏は当社の社外取締役として適任であると提案者は考えています。

### (3) 安 治郎氏を社外取締役候補者とした理由

安氏は、2006 年に独立系運用会社である株式会社ヴァレックス・パートナーズを共同設立して以来、ポートフォリオマネージャーとして日本の中堅上場企業に対して長期的な投資を行ってきました。多くの上場企業を分析し、投資を行ってきた経験から、株式投資に関する豊富な経験と知見を有しており、株主共同の利益に十分配慮した経営、株主・資本市場との対話の深化、資本市場からより評価されるためのベストプラクティス等について助言を行うことができます。また、安氏が代表取締役を務める株式会社ヴァレックス・パートナーズが運用を行っている投資一任口座にて、当社株式を発行済株式数の 10%程度保有しており、当社の中長期的な企業価値向上のインセンティ

ブを強く有しております。以上を踏まえ、安氏は当社の社外取締役として適任であると提案者は考えています。

以上

## 別紙2 AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC からの提案の内容

### 1. 提案する議題

- (1) 定款一部変更の件
- (2) 剰余金の処分の件
- (3) 自己株式の取得の件
- (4) 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

### 2. 議案の要領及び提案の理由等

#### (1) 定款一部変更の件

##### ① 議案の要領

定款第41条を以下のとおり変更する(変更箇所には下線を付す。)。なお、本定時株主総会における他の議案(会社提案に係る議案を含む。)の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

なお、本議案は、議案「(2) 剰余金の処分の件」及び「(3) 自己株式の取得の件」に先立ち決議されるものとし、本定時株主総会において可決された時点でその効力を生じるものとする。

#### 【現行定款】

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

#### 【変更案】

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

##### ② 提案の理由

会社法上は剰余金の配当等の決定権限は株主総会にあることが原則であるところ、当社の現行定款は、剰余金の配当に関して株主総会での議論を排し、配当決定権限を取締役に専属的に付与しています。これは、当社取締役会が株主の意思を適切に理解し、配当政策に反映させる重要な機会を失わせるものです。

また、2022年7月から2023年6月までに行われた株主総会に関する調査(商事法務研究会編「株主総会白書 2023年度版—電子提供制度の施行を迎えて—」商事法務2344号37頁以下)によれば、回答上場会社1,979社のうち、取締役会に配当の決定権限を専属させている会社は208社(10.5%)に過ぎないとのことであり、株主総会の決議によって定めないとの方針を取っている上場企業は全体の十分の一と、ごく稀です。

これらの点に鑑み、また、当社取締役会が危機管理時などにおいて資本政策の機動性にも配慮できるように、現行定款を「当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。」とすることを提案します。これにより、定款変更後は、株主総会と取締役会の双方において、剰余金の配当等の決定権限が併存することとなりますので、株主の意思の反映及び資本政策の機動性の双方に配慮した規定となります。

#### (2) 剰余金の処分の件

##### ① 議案の要領

議案「(1) 定款一部変更の件」の承認可決を条件として、剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、本定時株主総会において提案者以外の当社株主が剰余金の処分に関する議案を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

ア 配当財産の種類

金銭

イ 1株当たり配当額

金128円から、現行定款第41条に基づいて本定時株主総会の開催日までに2024年9月期末の剰余金の処分(処分の予定を含む。)として当社取締役会が決定した当社普通株式1株当たりの剰余金配当額及び本定時株主総会において提案者以外の当社株主が提案し承認された当社普通株式1株当たりの剰余金配当額の合計額を控除した金額

ウ 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額(配当総額は、1株当たり配当額に2024年9月30日現在の当社発行済普通株式総数(自己株式を除く)を乗じて算出した金額)

エ 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

オ 配当金支払開始日

本定時株主総会の日翌営業日から起算して、3週間後の日

② 提案の理由

当社は、東京証券取引所の資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応要請に際し、2024年5月8日付けのコーポレートガバナンス報告書において、「資本効率面ではROE10%以上の維持を目安に財務の健全性維持に努めております。」としています。もっとも、当社はインキュベーション事業の売却や、バリューサイクルセグメントの売却などを要因として、連結当期利益が大きく上下動する傾向が見られ、当期利益に紐づいた「ROE10%以上」との指標設定は、事業目標の開示における透明性という観点から、必ずしも投資家や一般株主にとって有益な開示とは言い難い面が認められます。加えて、当社のインキュベーション事業損益を除く中期連結営業利益目標は50億円ですが、実効税率を約3割と仮定した場合、大幅な持分法による投資損失や為替差損がない前提であれば、インキュベーション事業損益を含まない連結当期利益は約35億円と推計されます。したがって、直近時点の株主資本水準に基づけば、自社株買い等を通じた自己資本の適正化が全くなされない場合でも、妥当なROE中期目標は少なくとも本来23.5%以上であるべきです。このように、当社は、当社自身の事業特性を十分考慮せず、また、当社の中期的な事業上の経営目標とも大幅に乖離した開示をもって、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」にコンプライしているとしている現在の状況は、東京証券取引所の求める開示の趣旨に照らして、大いに改善の余地があると言えます。

また、当社の、2023年11月22日の「剰余金の配当の決議に関するお知らせ」と題する公表資料によれば、「配当を通じた株主への利益還元を重要な経営課題と位置付けて」いるとのことです。この点において、当社は手元現預金が162億円と、財務健全性も十分に高い水準にあることから、これ以上の貸借対照表上の現預金の蓄積が必要とは認められず、東京証券取引所の求める資本コストや株価を意識した経営という側面からも、資本効率の改善は急務であることが明白です。したがって、当社の研究開発や設備投資、人材投資といった投資分を差し引いた、株主に帰属する当期利益につき、配当性向50%以上又はDOE10%以上の何れか高いほうを下限とするなど、適切な水準の中長期的な株主還元方針を設定し、開示すべきであると考えられます。

さらには、直近の2024年8月6日の直近決算短信開示時点において、前述の通り当社の現金及び預金は162億円と、総資産の半分以上を現金及び預金が占めるなど、歪な資本構成となっております。また当社の営業活動によるキャッシュ・フローは、第2四半期決算報告書の金額から外挿すれば、年換算で40億円を超える規模に改善しているとみられ、この金額は今後においても伸長する当社計画です。このような状況から、資本構成を早期に改善する上でも、当期の当社株主に帰属する利益は、さらなる現預金の滞留ひいては資本構成の一層の非効率化に充当されるべきではなく、株主に適切に還元されるべきです。

当社の事業状況並びに財務状況は十分に健全な水準にあり、有利子負債残高が現金及び預金額を下回る、いわゆる「ネットキャッシュ」の状況にあります。従業員への還元や研究開発・マーケティング投資、既存事業への投資といった事業成長投資全般は、株主に帰属する当期利益の前に支払

われる費用であること、また仮に当社が機動的な M&A などの選択肢を考慮する場合であっても、現在の 100 億円を優に超える手元現預金および、有利子負債の調達余力で十分に事足りると考えられます。また、当社が保有する純現預金や有価証券、インキュベーション事業の時価評価などを考慮した企業価値が低迷していることからすれば、M&A を通じて自己株式の取得を超える一株当たり利益の増加をもたらす案件発掘が容易ではないことは、外形的にも明らかと言えます。提案者は、当社が中長期にわたり企業価値を持続的に成長する上で、必要十分な事業投資を実施することは、経営においても極めて重要な事項であると考えており、その上で、残余が生じる場合には都度、機動的に株主還元を行うことが適切であると考えております。そもそも、当社は、中期経営計画などの開示を通じた、中長期の事業投資の方針や資本政策についての開示を怠っていることから、当社が事業成長において、ROE20%以上など資本コストを十分に上回るような、M&A その他の投融資についての案件パイプラインが存在していないものと、一般株主や投資家は考えざるを得ない状況です。

提案者は、当社が当期の株主に帰属する利益について、十分な水準を株主還元を充当することを通じて、企業価値評価の低迷をいち早く改善するとともに、今後の資本政策や投資方針、持続的な中長期の株主還元方針についても、中期経営計画と合わせて早期に対外的にコミットすることを期待します。これは、提案者を含む株主が、当社株式価値が 1,200 円台といった水準まで低迷した状況にあっても当社を継続的に支援してきたことに報いるとともに、中長期的にも引き続き株主の期待に応える企業であり続けることを対外的に約束することに繋がります。

以上のことから、提案者は、当社の 2024 年 9 月期の連結配当性向が 100%になるよう、2024 年 9 月期末において、1 株当たり 128 円の期末配当を実施することを提案します(当社取締役会が、現行定款第 41 条に基づいて本定時株主総会の開催日までに 2024 年 9 月期末の剰余金の処分(処分の予定を含む。)を決定した場合、及び、本定時株主総会において提案者以外の当社株主が剰余金処分を提案し承認された場合、期末配当が 1 株当たり 128 円になるよう調整するものとします。2024 年 9 月期期末配当総額は、一株当たり配当額に、2024 年 9 月 30 日の発行済株式数(自己株式を除く。)を掛けて計算されます。)

### (3) 自己株式の取得の件

#### ① 議案の要領

議案「(1) 定款一部変更の件」の承認可決を条件として、会社法第 156 条第 1 項の規定に基づき、本定時株主総会から 1 年以内に、当社普通株式を株式総数 1,500,000 株、取得価額総額 30 億円(ただし、会社法により許容される取得価額の総額(会社法 461 条に定める「分配可能額」)が、当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得額の上限額)を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

#### ② 提案の理由

現在の当社の市場株価は低迷していますが、当社の手元現預金同等物は約 162 億円(2024 年 6 月末時点)と、有利子負債残高 42 億円を大幅に上回っている状況ですので、自己株式取得によって資本効率を向上し、企業価値の向上、ひいては、株主共同の利益の向上を実現することが可能です。

当社はこれまでも、株主還元施策の一環として、機動的な資本政策の遂行に向けた自己株式の取得を実施しており、本提案は、そのようなこれまでの当社の取組みとも整合的です。

特に本年については、当社は、株式会社デファクトスタンダード及び JOYLAB 株式会社の株式を株式会社オークネットに 29 億円の譲渡価額で譲渡しておりますので、自己株式取得により資本効率を向上させるに当たって、適切なタイミングにあります。

そこで、提案者は、本定時株主総会から 1 年以内に、株式総数 1,500,000 株、取得価格の総額金 30 億円を限度とする自己株式の取得を実施することを提案します。

なお、議案「(2) 剰余金の処分の件」に基づき剰余金処分を行った場合、本年度において総還元性向は 100%以上となりますが、上記のとおり、特別利益の計上があり、当社の財務健全性や将来の成長投資の余力に対する影響は生じない見込みです。

### (4) 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

## ① 議案の要領

当社の2016年12月15日の第17期定時株主総会において、既存の報酬枠とは別枠で、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入することが承認されており、また、2019年12月20日開催の第20期定時株主総会において、①当該株式報酬制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、取締役に對して年額2億円以内の金銭報酬債権を支給すること、②譲渡制限期間を1年間から5年間の間で当社取締役会が定める期間、又は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間のいずれかの期間とすること並びに③(i)当社の取締役会が定める役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を有すること、及び(ii)当該役務提供期間満了前に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職した場合には当社の取締役会が正当と認める理由があることを譲渡制限の解除条件とすることにつき、承認されている(以下、改定後の譲渡制限付株式報酬制度を「本株式報酬制度」という。)

今般、本株式報酬制度を改定し、以下の評価制度(以下「本評価制度」という。)を追加するものとする。

### 【評価制度】

初回の評価期間は、2025年9月30日に終了する事業年度から2027年9月30日に終了する事業年度までの3事業年度とし、以後、毎事業年度において、当該事業年度を含む連続する3事業年度が評価期間となるものとする。

本評価制度に基づき評価期間終了後に対象取締役に交付する当社普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は、(i)当社取締役会において対象取締役の役位等に応じて定められる株式数(以下「基準交付株式数」という。)に、(ii)評価期間における当社の株主総利回り(Total Shareholder Return。以下「TSR」という。)に係る業績目標達成度(以下「業績目標達成度」という。)を乗じた株式数とする。

具体的な算定式は、以下のとおりとする。ただし、評価期間に占める対象業務執行取締役の在任期間の割合等に応じて合理的な調整を行うこととする。

- ・ 交付株式数 = 基準交付株式数 × 業績目標達成度
- ・ 基準交付株式数：当社取締役会において対象取締役の役位等に応じて定められる株式数
- ・ 業績目標達成度：評価期間末日のTSR(%) ÷ 200(%)  
※ただし、評価期間末日のTSRが200%を超える場合、評価期間末日のTSRは200%として業績目標達成度を計算するものとする。
- ・ 評価期間末日のTSR：以下の算定式に従って算定される。

$$TSR = (A + B) \div C (\%)$$

A：評価期間の末日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)

B：評価期間における当社普通株式1株当たり配当額の累計額

C：評価期間の初日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)

## ② 提案の理由

当社第24期有価証券報告書によれば、本株式報酬制度における基準額の設定については、「職責等に応じて設定する」とのみされています。

この点につき、金融庁の公表する「記述情報の開示の好事例集2021」においては、「TSR(株主総利回り)やEPS(1株当たり利益)のように、投資家とのアラインメントの観点でKPIを設定し、その内容を具体的に開示することは有用」であることが指摘されています。また、実際に、経営トップの中長期報酬額を決定する際にTSRを指標として導入する上場企業の割合が増えており、2023年には主な上場企業100社の29%が、TSRを、中長期報酬額を決定する際の指標として導入し、前年から5ポイント上昇しているとのこと(日本経済新聞「企業トップの報酬「株主重視」TSR採用、3割に拡大」(2024年5月21日))。

そこで、当社においても、経営陣と株主との価値共有を深化させるべく、TSRを譲渡制限付株式報酬の指標とすることを提案します。

以上